

宮城県特別支援教育将来構想審議会委員からの意見集約表

参考 1

項目	意見の概要	実施計画（案）等での対応
切れ目ない支援体制	・就労後の支援を盛り込んだ方が良い。	・19頁に記載の「特別支援学校における進路指導充実事業」や「高等学園における就労定着支援の取組」の中で各特別支援学校では、就労した卒業生のアフターフォローに取り組んでいるほか、国（宮城労働局）や県（商工観光部）でも企業支援・労働者支援の一環として各種支援を実施しているところです。
	・卒業生が卒業後の生き方を在學生に伝える場があると良い。	・卒業生が講師の講演会等を各学校で実施しており、今後も「特別支援学校進路充実事業」として継続することにしていきます（19頁に記載）。
	・「Ⅴ具体的な取組」において、地域の自立支援協議会がどのような位置づけなのかを教えて欲しい。	・いわゆる障害者総合支援法に基づき設置された地域の障害者自立支援協議会の活用等も視野に入れながら、地域の連携体制が構築できるよう、「特別支援教育総合推進事業」の中で取り組んでいくことになっています（4頁、19頁に記載）。
	・「個別の教育支援計画」は、幼少期に作成されたものが引き継がれ、適正な教育環境・就労先に繋がるシステムであるべき。	・19頁に記載の「特別支援教育総合推進事業」において、就学前における個別の教育支援計画の作成支援を図るとともに、小・中・高・特別支援学校・就労先までの引継について指導していくことになっています。
	・通常の学校に通っている特別な支援を必要とする児童生徒についても卒業後の移行も含めて「個別の教育支援計画」が作成されているのか。	・通常の学級に在籍する児童生徒については、改正学校教育法施行規則において「作成が望ましい」とされたことから、「特別支援教育総合推進事業」の中で個別の教育支援計画の作成及び活用がなされるよう普及することになっています。
	・「教育支援の手引き」の改正に伴う市町村の適正な就学支援を望む。	・2頁に「初めて就学事務を担当する職員でも就学事務の流れや内容を理解できる手引き等の作成及びその普及が必要です。」と追記しました。
教育環境の整備	・狭隘化対策だけでなく、校庭・プールといった基本的な設備の整備についても進めていくべき。	・県立特別支援学校のプール改築や通学バス乗降場の整備などに現在も取り組んでいるところであり、21頁に記載の「校舎改築事業」の中で教育環境の充実に向け、計画的に整備を進めていきます。
	・高等学校における通級による指導の取組内容を具体的に教えて欲しい。	・実施計画（案）の13頁に項立てして追記しました。
教員の専門性向上	・学習障害のある児童生徒等について、発達の特性に合わせた指導方法を確立させてはどうか。	・全ての教員が児童生徒一人一人の障害や特性に合わせた指導ができるよう、県総合教育センターや校内での研修・研究に取り組んでいるところです。
	・特別支援教育コーディネーターの役割は重要であり、さらに充実した研修が必要。	19頁に記載の「特別支援教育総合推進事業」や21頁に記載の「特別支援教育研修充実事業」の中で、特別支援教育コーディネーターの養成や資質向上に向けた研修を実施していますが、さらなる充実に努めていきます。
	・小・中学校の管理職への指導が必要。	・小・中・高・特別支援学校の新任校長研修において、全ての校種における特別支援教育の必要性や校長によるリーダーシップの発揮の重要性を指導しているところです。
	・私立高校の教員の専門性向上に県はどう対応しているのか。	・県総合教育センターが実施している特別支援教育に関する研修は私立学校の教員も対象としております。
	・当事者の話を聞くような研修会があっても良いと思う。	・特別支援連携協議会をはじめ、各種の会議で、障害者を講師に招いた研修を行っておりますが、引き続き「特別支援教育総合推進事業」などの中で実施することとしています（19頁に記載）。
多様な教育的ニーズ	・特別支援学校文化祭のような取組を今後も入れて欲しい。	・3頁に「特別な支援が必要な児童生徒が活躍できる場を拡大するため、スポーツ活動や生涯学習の機会の充実が図られるような新たな取組を検討していく必要があります。」と追記しました。
	・精神疾患、AYA世代への支援、遠隔教育を盛り込めないか。	・13頁に「入院生徒に対する教育保障」として遠隔教育を盛り込みました。
	・特別な支援を必要とする児童生徒の心のケアは非常に重要。計画に盛り込んで欲しい。	・県立特別支援学校外部専門家活用事業として実施しており、実施計画（案）に追記しました。
	・医療的ケアの行為が保障されるような制度を。	・児童生徒の生命の安全を第一に考え、関係法令に測り、学校内での医療的ケアの充実に取り組んでいます。
	・居住地校学習は行事的な取組ではなく、両方の学校で意義を認識できるように取り組んで欲しい。	・18頁の「Ⅳ実施計画（後期）の取組の視点」に、受け入れる学校への教育的効果を明確化し、小・中学校等のそれぞれの学習内容の充実を図る旨を記載しました。

項目	意見の概要	実施計画（案）等での対応
センター的機能	・各教育事務所に特別支援教育に長けた指導主事を配置し、市町村を支援する仕組みを望む。	・御意見を参考にさせていただきます。
	・各特別支援学校の教育相談等を週休日あるいは各地での実施できないか。	・県立特別支援学校の教員が、週休日に教育相談を行うことは、教員の勤務日や勤務時間を考えれば、現時点においては困難な状況にあります。なお、視覚支援学校のように県内に1校しかない障害種の学校では、時期を定めて、県内各地や週休日に教育相談を行っているところです。
	・子の就学に悩む母親が相談できる機関、とりわけ特別支援学校のセンター的機能は重要。	・7頁に特別支援学校への相談について記載しています。
計画の構成・記述内容	・12頁_平成30年度特別支援学級卒業者の状況の57人（全体の17%）の障害種の内訳は。	・本データは平成30年度学校基本調査結果に基づくものですが、調査項目が障害種ごとに分かれていないため、不明です。
	・差別解消法、虐待防止法の理解は「特別支援教育に関する理解啓発」ではなく、むしろ「教員の専門性」に関連するのでは。	・御意見のとおり、概要版の記載箇所を修正しました。
	・実施された事業の内容が分かるよう、HPで紹介している事業内容のリンクの掲載や見やすく視覚化された計画の作りとなるような工夫が欲しい。	・御意見を参考にさせていただきます。
	・7頁_22行目_特別支援学校の教員全員に地域の特別支援学級の児童生徒まで意識を向けることを求めなければいけないのか。	・削除しました。
	・7頁_17行目_「特別支援教育を担当する教員」は具体的に何を指すか。	・小・中学校の特別支援学級の担任を意図しており、そのように実施計画（案）を修正しました（7頁）。
	・8頁_26行目_県教委として「私立学校の設置に取り組む」という表現で問題ないか。	・「私立特別支援学校用地としての利活用を進めていく必要があります。」に実施計画（案）を修正しました（8頁）。
	・12頁_最終行_通級による指導は高等学校の特別支援教育にとって重要なテーマだが、記述は1行だけか	・実施計画（案）の13頁に項立てして追記しました。
	・13頁_(1)児童生徒数の推移_均して微増という評価でよいか。小中学部の推移も横ばいと評価してよいか。	・評価の内容を見直し、実施計画（案）を修正しました（14頁）。
	・14頁_(3)仙台圏域の知的特別支援学校の狭隘化の状況_ここだけH18年度の数値が出てくるのはなぜか。詳しく観ると、高等部は横ばいで小中学校が増えていくといった評価を示さなくてよいか。	・評価の内容を見直し、実施計画（案）を修正しました（15頁）。
	・16頁_1切れ目のない支援体制の確立_「個別の移行支援計画」ではなく法的には「個別の教育支援計画」では。	・「個別の教育支援計画」に文言を統一するよう実施計画（案）を修正しました（18頁）。
・21頁_実施計画の施策体系_施策体系で述べられていることと本文中の記述の対比は確実か。	・通級による指導の担当者や担任等の連携（13頁）など、対比のなかったものは新たに追記しました。	